

平成26年（く）第24号

再審請求人 守 大 助

2017（平成29）年4月5日

## 進行に関する意見書

仙台高等裁判所第1刑事部 御中

弁護人 阿 部 泰 雄

弁護人 小 関 眞

弁護人 野 呂 圭

弁護人 堀 井 実 千 生  
外

1 本件即時抗告事件については、弁護人が平成26年3月28日、即時抗告申立書を提出し、平成28年1月19日に1回目、平成29年3月28日に2回目の三者協議が実施された。この間、弁護人と裁判所との間では平成28年6月10日及び同年12月2日に、検察官と裁判所との間では同年6月21日に、それぞれ協議（いわゆる二者協議）が行われている。

検察官からは未だに即時抗告申立書に対する答弁はなされていないが、検察官は、平成28年6月21日の二者協議以降、答弁書ないし意見書（以下、「意見書」に統一する。）を提出する方針を明らかにし、平成29年3月28日の三者協議においても、平成29年4月末までに提出する方針であることを確認している。

2(1) ところで、裁判所は、三者協議の持ち方、あり方について、平成28年12月2日の二者協議では、三者協議を開くとしても今後の方向性を決めるものではなく、これから開く三者協議は進行について協議する場と考えている旨を述べていた。同期日では、弁護人から、検察官が十分な準備をした上でなければ三者協議を開く意味はないと意見を述べている。

(2) ところが、裁判所は、遅くとも平成29年3月6日までに、検察官が意見書を提出する予定とされていた同年4月を前に三者協議を開催することを決め、弁護人に対し具体的なテーマが伝えられないまま、第2回の三者協議が開かれた。

この三者協議において、裁判所は、単に今後の進行を協議するにとどまらず、検察官に弁護人の事実取調べ請求に対する意見を求めた上、「今のところ」という留保を付しながらも事実取調べを行う考えがないことを表明した。

また、裁判所は、検察官に進行を促され、弁護人の証拠開示命令申立てに対する意見を検察側に求めた上、上記同様の留保付きではあるものの、証拠開示命令を行う考えがないことをも明らかにした。

しかし、事実取調べ等を行わない考えを示した裁判所の態度表明は、これまでの審理経過に加え、本件が、未だ検察官が意見書を提出する前であること、検察官が平成29年4月末までに意見書を提出すると述べていること（検察官によれば、意見書の頁数は20頁を超える見込みであるとされる。）をも踏まえて考えると、「今のところ」という留保付きではあったとしても、尚早であったといわざるを得ない。

更にいうと、検察官は、上記のとおり、4月末に、即時抗告から3年以上も経て初めて意見書を提出するのであるから、未だ検察官が即時抗告申立理由（補充理由を含む。）に対して全く意見を述べていない段階であること、従って、審理の対象である原決定の当否に対する検察官の意見も全く明らかになっていないこと、このように、当審における（具体的な）争点が明らかになっておらず、争点形成が未了であることからすると、裁判所が事実調べ等に対して態度表明をすることは背理であって、許されない審理のあり方と考えられる。

(3) なお、平成28年12月2日の弁護人・裁判所間の二者協議については、書記官により「打合せメモ（4）」が作成されているが、この打合せメモからは、裁判所が、三者協議は今後の方向性を決めるものではない等と述べた重要な事項の記載が抜け落ちている。

上記の点は、およそ1時間におよんだ二者協議のなかでも、弁護人に対し進行に関する予測可能性ないし見込みを与える裁判所からの発言として、重要であるから、弁護人は、この点をメモに明記することを求める。

二者協議から3か月以上経過して作成された打合せメモに、この重要な点が留められていない理由は不明であるものの、かかる打合せメモの記載内容は、

平成29年3月28日の三者協議における裁判所の審理の進め方が示すように、審理の終結に向けてとにかく手続の進行を急ごうとする裁判所の態度と方向性が一致する。

- 3(1) 弁護人は、2015（平成27）年1月14日付け求釈明書にて、確定1審において提出された鑑定書（甲第74，103，129，158，187号証）中「ベクロニウムのエレクトロスプレーイオン化におけるベースピークである $m/z$  258」との記載に基づく主張を維持するのか否かを問うた。この求釈明が、検察官に対し、上記の各鑑定書の記載を、科学的、分析化学的に正しいものとして維持するのか否か、回答を求める趣旨であったことは、2016（平成28）年12月2日付け進行に関する意見書でも述べたとおりである。

この弁護人の求釈明に対し、検察官は、平成28年11月4日付け回答書において、「本件各鑑定書の当該記載の趣旨は、標品のベクロニウムを同鑑定書及び確定審土橋均証言において述べられた方法により分析すると $m/z$  258のベースピークが検出されるというものである」と回答した。

しかし、検察官の回答は、ベクロニウムのエレクトロスプレーイオン化におけるベースピークが $m/z$  258となるとする鑑定への科学的、分析化学的疑義を払拭するものではない。

かえって、検察官が、膨大な時間を費やした末に上記のような回答をせざるを得なかったことは、上記各鑑定書の記載が再現性・追試性のない非科学的なものであると、検察官自身が認めているに等しい。

- (2) 上記各鑑定書の記載が、科学的な正しさを欠くものであることは明らかである。

検察官が鑑定書の記載に対する科学的疑義を払拭できないでいる現状において、裁判所が事実取調べ等を行わないとの態度を明らかにしたことについては、裁判所が本件について科学的に正しい判断をすることを放棄したのではないかとの疑念さえ抱かせる。

本件の裁判が科学的な正しさをもって行われるためには、弁護人が求めている事実取調べを行うことが絶対に必要である。

よって、弁護人は、改めて、弁護人が求める各事実取調べを実施するよう求める。

以上